

平成22年4月27日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市区町村担当課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う条例参考例の送付について（通知）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の一部改正が、本年6月30日から施行されるところです。

つきましては、これらの法律の施行に伴い改正する必要がある下記条例参考例を別添のとおり作成しましたので、参考までに送付します。

また、条例等の改正に際しては、下記事項のほか、平成21年7月24日付け公務員課長通知、同年12月2日付け総務副大臣通知及び別途送付している人事院規則等の改正内容を踏まえ、適切な措置を講じられるようお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）に基づくものです。

1 職員の育児休業等に関する条例(案) (平成4年2月13日自治能第20号)

(第2条：育児休業をすることができない職員)

- ・ 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理

(第2条の2：育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

- ・ 人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を57日間とすることを規定(新設)

(第3条：育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- ・ 第5条の改正に伴う規定の整理(第1号)
- ・ 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする改正(第4号)
- ・ 子の出生の日から一定期間内(57日間以内)に、最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理(第5号)

(第5条：育児休業の承認の取消事由)

- ・ 職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由には当たらないこととする改正

(第10条：育児短時間勤務をすることができない職員)

- ・ 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理

(第11条：育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しな

い場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- ・ 第14条の改正に伴う規定の整理 (第1号及び第4号)
- ・ 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができることとする改正 (第5号)

(第14条：育児短時間勤務の承認の取消事由)

- ・ 職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取消事由には当たらないこととする改正

(第19条：部分休業をすることができない職員)

- ・ 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正及び非常勤職員に関する規定の整理

(経過措置)

改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業又は育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は、改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすことを規定

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (案) (平成6年8月5日自治能第65号)

(第10条の3：育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

- ・ 職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができることとする改正 (第1項)
- ・ 第1項の改正に伴う読替規定の整理 (第2項)

(第10条の4：育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- ・ 3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定（第2項）
- ・ 第2項の新設に伴う項番号及び引用規定等の整理（第3項から第5項）

（経過措置）

改正条例の施行日後に、改正条例の規定による早出遅出勤務、時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員は、施行日前に請求することができることを規定

3 その他

- ・ 改正後の育児休業条例第2条及び第10条において非常勤職員及び臨時的に任用された職員、第19条において非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を規定していないが、これは、育児休業法の関係規定の改正により、これらの職員が育児休業等を行うことができないことが、同法に直接に規定されたことによるものであり、形式的な規定の整備であること。
- ・ 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る勤務時間条例第10条の4第1項の規定（第4項で準用する場合を含む。）は、改正しないものであること。
- ・ 子の看護休暇及び短期介護休暇については、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の改正等も踏まえ、人事委員会規則の改正等所要の措置を講じられたいこと。
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条において、非常勤職員についても、子の看護休暇、短期介護休暇、所定外労働の免除の義務化、時間外労働の制限及び深夜勤務の制限に係る規定を適用するものとされたことから、国の非常勤職員に係る人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）及び人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に基づく取扱いにも留意し、適切に対応されたいこと。